

審査基準整理票

処 分 名	国民健康保険料の減免		
根 拠 法 令 名	大津市国民健康保険条例	第23条第1項	
基 準 法 令 名	大津市国民健康保険条例	第23条第1項	
所 管 部 署	健康保険 部(局) 保険年金 課(室) 賦課収納 係		
標 準 処 理 期 間	60日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【大津市国民健康保険料減免基準】</p> <p>・掲載図書等【】</p> <p>・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>国民健康保険料の減免に係る審査基準は、大津市国民健康保険条例第23条第1項及び大津市国民健康保険料減免基準の定まるとおりとする。</p> <p>なお、当該基準は、担当課において備え置く。</p> <p>【根拠・基準法令】</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。</p> <p>(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者</p> <p>ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者</p> <p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者</p> <p>(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p>			

(イ) 船員保険法の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(3) 前2号のほか、市長が特に必要があると認めた者

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。